

## 規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 2 月 25 日

施策等名	領海等における外国船舶の航行に関する法律案	担当課 (担当課長名)	海上保安庁 警備救難部管理課 (課長 佐藤 雄二)
施策等の概要	<p>我が国の領海及び内水（以下「領海等」という。）における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>外国船舶に対する立入検査【領海等における外国船舶の航行に関する法律案第 6 条】 海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行等を行っている外国船舶と思料される船舶について、この法律の目的を達成するため、その理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶の立入検査をさせることができることとする。</p> <p>外国船舶に対する退去命令【領海等における外国船舶の航行に関する法律案第 7 条】 海上保安庁長官は、 の立入検査の結果、当該船舶の船長が正当な理由がなく当該船舶について停留等を伴う航行等をさせていると認めるときは、当該船長に対し、領海等からの退去を命ずることができることとする。</p>		
施策等の目的	<p>外国船舶に対する立入検査、 外国船舶に対する退去命令の措置を講じることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保する。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>外国船舶に対する立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保するためには、領海等において停留等を伴う航行等を行っている外国船舶の当該航行等の理由を確認することが必要である。しかしながら、外国船舶の当該航行等が正当な理由によるものかどうかについて、確認することができないのが現状である。( = 目標と現状のギャップ)</li> <li>・現行法においては、停留等を伴う航行等を行っている外国船舶に対し、その理由を確認する手段がないことが原因であると考えられる。( = 原因分析)</li> <li>・停留等を伴う航行等の理由を確認できる有効な手段である、外国船舶に対する立入検査によって当該航行等の理由を確認できるようにすることが必要である。( = 課題の特定)</li> <li>・当該航行等を行っている外国船舶に対する立入検査について法制化する。( = 施策の具体的内容)</li> </ul>		

	<p>外国船舶に対する退去命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保するためには、外国船舶に領海等において正当な理由がない停留等を伴う航行等をさせないことが必要である。しかしながら、そのような航行等を行っている外国船舶に対して十分に対応することができないのが現状である。(=目標と現状のギャップ)</li> <li>現行法においては、正当な理由がない停留等を伴う航行等を行っている外国船舶に対して法的措置が執れないことが原因であると考えられる。(=原因分析)</li> <li>正当な理由がない停留等を伴う航行等を行っている外国船舶を領海等から退去させることによって、当該航行等をさせないようにすることが必要である。(=課題の特定)</li> <li>正当な理由がない停留等を伴う航行等を行っている外国船舶に対する領海外への退去命令について法制化する。(=施策の具体的内容)</li> </ul>
社会的二一ズ	<p>四方を海に囲まれた「海洋国家」である我が国は、人口、資産、社会資本等が沿岸部に集積しており、エネルギー資源、食料等を含む物資輸送の多くを海上輸送に依存している。こうした地理的、経済・社会的特徴等から、海洋の安全を確保することは我が国の安全の確保にとっても重要である。特に、領土に近接し、国際法上我が国の主権が及ぶ領海等は、我が国にとって重要な海域である。</p> <p>現在、このような領海等の重要性にもかかわらず、経済的合理性から通常であれば行われたい不審な航行を領海等において行っている外国船舶が存在していることから、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持し、領海等における安全の確保を図る必要がある。</p>
行政の関与	我が国の領海等の安全を確保するための施策であり、行政の関与が必要である。
国の関与	我が国の領海等の安全を確保するための施策であり、地域によって差異を生じさせるべきでないことから、国の関与が必要である。
施策等の効率性	<p>外国船舶に対する立入検査</p> <p>本施策により、外国船舶に立入検査を受け入れる負担が生じるが、停留等を行っている船舶に対する短時間での検査であり、費用の増加は僅少である。(遵守費用)</p> <p>行政においては、特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>一方、外国船舶の停留等を伴う航行等が正当な理由によるものかどうか確認することができ、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られる。(規制の便益)</p> <p>以上より、一定の費用の発生が想定されるものの、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られるという便益は重要であり、便益が費用を上回る。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、立入検査について法令に基づかない任意の措置として実施する場合について分析する。</p> <p>外国船舶が任意に立入検査に応じる場合は本案と同様に僅少の費用が生じる。(遵守費用)</p> <p>また、行政においては、本案と同様に特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>外国船舶が任意に立入検査に応じる場合は本案と同等の便益が得られる一方、任意の措置であるため立入検査に応じないことも想定され、この場合、外</p>

	<p>国船舶が行っている停留等を伴う航行が正当な理由によるものかどうかを確認することができず、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止することができず、領海等の安全についても十分に確保することができない。(便益)</p> <p>以上より、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が確実に図られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p> <p style="text-align: center;">外国船舶に対する退去命令</p> <p>本施策により、外国船舶の船長に、退去命令に応じて領海等から退去する費用が生じる。(遵守費用)</p> <p>行政においては、特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>一方、退去命令によって、領海等において正当な理由がない停留等を伴う航行をしている外国船舶を領海外に退去させることができ、領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られる。(規制の便益)</p> <p>以上より、一定の費用の発生が想定されるものの、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られるという便益は重要であり、便益が費用を上回る。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、任意の措置として領海等からの退去を要請する場合について分析する。</p> <p>外国船舶が任意に退去要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。(遵守費用)</p> <p>また、行政においては、本案と同様に特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>外国船舶が任意に退去要請に応じる場合は本案と同等の便益が得られる一方、任意の措置であるため退去要請に応じないことも想定され、この場合、正当な理由がない停留等を伴う航行等を行っている船舶が我が国の領海等にとどまることになることから、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止することができず、領海等の安全についても十分に確保することができない。(便益)</p> <p>以上より、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が確実に図られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(本案と代替案との比較)</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>領海等において停留等を伴う航行等を行っている外国船舶に対する立入検査、正当な理由がなく当該航行等を行っている外国船舶に対する領海外への退去命令等の措置により、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全確保を図ることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>海洋基本法(平成19年法律第33号)(抄)</p> <p>(海洋の安全の確保)</p> <p>第二十一条 国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>平成22年度に事後検証を実施。</p>